

建設工事等に係る競争入札参加資格等に関する規則

(趣旨)

第1条 昭和村が発注する工事について請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項並びに一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

(基本となる事項)

第2条 一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）参加者の資格に係る基本となる事項は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を総合勘案して、別表第1のとおり工事の種類に応じて必要な等級を格付し、これを別表第2の発注標準とする請負金額と対応して定める。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項本文の規定により、第3条2項の別表1の建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定により、前項の建設業の経営に関する事項の審査を受けた者であること。
- (3) 前年度における完成工事に係る工事成績、工事安全成績、信用度及び労働福祉の状況
- (4) 主観数値に係る各種取組に対する実施状況

(申請の時期及び方法)

第3条 競争入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は次による。

- (1) 申請の時期は、西暦の奇数年を基準とし2年ごと（以下「申請年」という。）の2月1日から2月28日までとする。ただし、申請年以外については、2月1日から2月28日まで追加の申請をすることができるほか、村長が必要と認める場合は、申請期限後においても追加の申請をさせることができるものとする。
- (2) 建設工事入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類の提出先
群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地
昭和村役場総務課
- (3) 申請書及び添付書類の提出部数
1部
- (4) 申請書及び添付書類の種類、様式
申請書の種類及び様式並びに添付書類の種類及び様式は、別表第3に掲げるところによる。ただし、共同企業体を結成して競争入札に参加しようとするものにあつては、申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

(変更)

第4条 申請書の記載事項の変更の届出は次による

申請書の記載事項等に変更があつたときは、遅滞なく建設工事入札参加資格審査申請書変更届（様式第2号）を提出すること。この場合の提出方法は第3条の(2)及び

- (3) に準ずるものとする。

(取消)

第5条 競争入札に参加しようとする者又は現に競争入札に参加する資格を有する者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又は該当するに至ったときは、その申請を却下し、又はその資格を取り消し、若しくは相当の期間資格を停止することがある。

- (1) 法第29条及び第29条の2の規定により建設業者の許可を取り消されたとき。

- (2) 申請書の添付書類の記載事項を故意に偽って記載したとき。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に該当するに至ったとき。
 - (4) 前年又は現年度を問わず昭和村建設工事請負業者選定要領の第 4 条に規定する事項の行為のあったとき。
- (等となる者)

第 6 条 この規則の建設工事等の等となる者は、次の者とする。

- (1) 調査、測量、設計及びコンサルタント業務の委託を受ける者
- (2) 物品の購入、製造の請負関係業の委託を受ける者

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1

総合数値等(各工事別)

等級	A	B	C
土木・舗装工事	850 点以上	650 点以上 850 点未満	650 点未満
建築工事	750 点以上	650 点以上 750 点未満	650 点未満
管・水道施設工事	700 点以上	600 点以上 700 点未満	600 点未満
その他の工事	700 点以上	600 点以上 700 点未満	600 点未満

別表 2

発注標準額等(各工事別)

等級	A	B	C
土木・舗装工事	1,500 万円以上	700 万円以上 1,500 万円未満	700 万円未満
建築工事	3,000 万円以上	2,000 万円以上 3,000 万円未満	2,000 万円未満
管・水道施設工事	1,500 万円以上	700 万円以上 1,500 万円未満	700 万円未満
その他の工事	1,000 万円以上	500 万円以上 1,000 万円未満	500 万円未満

別表 3

入札参加資格審査申請書提出書類一覧表

番 号	関係書類	建設工事	測量 コンサル	物品・ 製造・ 委託等
1	競争入札参加資格審査申請書	○	○	○
2	登記簿謄本（法人）又は身分証明書（個人）	○	○	○
3	建設業許可証明書の写し	○		
4	経営事項審査結果通知書の写し	○		
5	競争入札参加資格希望工種別の直近2年間の年間平均完成工事高	○		
6	営業所一覧	○	○	
7	主要金融機関名	○	○	○
8	工事経歴書	○		
9	技術者名簿	○		
10	建設業退職金共済組合加入・履行証明書	○		
11	測量等実績調書		○	
12	技術者経歴書		○	
13	許可・登録・認可証明書の写し		○	
14	営業に関して許可・認可が必要な場合は、それを証する書類			△
15	特約店又は代理店である場合は、それを証する書類	△	△	△
16	財務諸表の写し		○	○
17	納税証明書	○	○	○
18	印鑑証明書	○	○	○
19	暴力団排除に関する誓約書（様式1）	○	○	○
20	使用印鑑届（メール受付のため必須、）	○	○	○
21	委任状（契約に関する権限を支店長等に委任する場合）	△	△	△
22	主観数値に関する書類（様式2）（別添1）	△	△	△

△は該当が有る場合

注）提出書類は、提出申請年の直近の証明書とする。

様式第 1 号（別表 3 関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）昭和村長 殿

住所
商号又は名称
代表者

印

私は、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、沼田警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※この様式に記載された個人情報、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

様式第2号（別表3関係）

住所
商号又は名称

項目	公共機関名	期間	点数
指名停止について 有 ・ 無			
	業務内容	期日	点数
災害応援対策業務について 有 ・ 無			
	除雪作業	回数・台数	点数
除雪作業について 有 ・ 無	1 前々年除雪回数		
	前年除雪回数		
	2 除雪機器の台数		
	地域貢献活動内容		
地域貢献活動について 有 ・ 無	1 奉仕活動内容	期日	点数
	2 職場体験受入内容	期間	点数
	3 昭和村民の数	人数	点数
	正規職員		
	正職以外で1年以上雇用		
	4 昭和村消防団員	人数	点数
	常勤の役職員		
	正職以外で1年以上雇用		
5 昭和村の役職員等	人数	点数	
非常勤の特別職(消防団除く)			
その他、任意の組織・審議会			
合計得点			

※村民・消防団員及び昭和村役職員の氏名及び役職は、別紙添付「様式任意」

別添 1

主観数値の評点方法 (昭和村建設工事請負業者選定要領第5条の2関係)

<p>指名停止の期間及び文書通告</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2ヶ年において、公共機関等より、一定期間の指名停止措置を受けた者は、次の期間に応じた数値とする。</p> <p>4ヶ月 - 20点 1ヶ月以上4カ月未満 - 10点 1週間以上1カ月未満 - 5点</p> <p>2 文書通告が2回以上あった場合は-3点とする。</p>
<p>災害応急対策業務に関する協力</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2ヶ年において、村が要請し、災害応急対策業務のために従事した回数1回につき3点を加点する。ただし、15点を上限とする。</p>
<p>除雪作業</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において建設課が確認した除雪作業業務の回数により次の区分のとおり加点する。ただし、回数は年間として算出する。</p> <p>・1回以上10回未満 5点 ・10回以上20回未満 10点 ・20回以上 15点</p> <p>2 村と除雪契約を締結している場合は除雪機械の基準日現在の保有状況により、次の区分により加点する</p> <p>・1台 5点</p> <p>注1 除雪作業は、除雪、砂散布とする。 注2 対象とする除雪機械は所有する機械とする。</p>
<p>地域貢献活動等</p>	<p>1 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において、会社としての活動として昭和村内での(1)～(4)のいずれかの事項に該当する活動を年間2回以上実施した場合、次の数値とする。 10点</p> <p>(1)道路清掃等のボランティア活動 (2)河川等の環境保全のための活動 (3)建設業を活かした地域貢献活動 (4)スポーツイベント等へのボランティア活動</p> <p>2 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において、中学生の職場体験、高校生以上のインターンシップ(1回当たり2日以上)及び小学校等の総合学習の受け入れを行った場合、次の数値とする。 10点</p> <p>3 審査基準日において、住民票を有する昭和村村民を雇用している場合は、正規職員1名につき5点、正職以外で1年以上雇用1名につき2点とする。</p> <p>4 審査基準日において、昭和村消防団員がいる場合、次の区分により加点する。</p> <p>・常勤の役職員 10点 ・正職以外で1年以上雇用 5点</p> <p>5 審査基準日において、昭和村の役職員等がいる場合、次の区分により加点する。</p> <p>・非常勤の特別職(消防団を除く) 10点 ・その他、任意の組織・審議会 5点</p>

